

一般財団法人静岡県青少年会館定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人静岡県青少年会館と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、静岡県青少年会館の運営を通して、青少年の心によりどころを与え、県下青少年団体の連絡調整及び青少年教育の場とし、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 静岡県青少年会館の管理運営及び青少年の活動の場の提供に関すること。
- (2) 青少年団体及び青少年の健全育成に関すること。
- (3) 青少年教育の研修会の開催に関すること。
- (4) 青少年教育の調査研究、資料の収集、刊行物の発行等に関すること。
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第7条 当法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とし、基本財産は、当法人の事業を行うために不可欠な財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経た後、評議員会の承認を得なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の規定により承認を受けた書類のほか、監査報告を、主たる事務所に5年間備え

置き、評議員及び債権者の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧に供するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 当法人が資金の借入れ（その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）をしようとするときは、理事会の決議を経て、かつ、評議員会の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合も、前項と同じ手続を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第11条 第7条第3項及び収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第13条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第14条 当法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。ただし、理事会の決議を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために必要な費用を支給することができる。

第2節 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の帰属先
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定める事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名、並びに代表理事(議事録作成者)がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

3 議事録作成者の印は、登録印とする。

(評議員会規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・一般財団法人法」という。)上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、法令及び理事会の決議を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために必要な費用を支給することができる。

(取引制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第35条 当法人は、理事、監事又は評議員の一般社団・一般財団法人法第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第36条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、名誉会長及び顧問にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第35条の責任の一部免除

(開催)

第39条 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・一般財団法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名、議長の氏名その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第62条において準用する同規則第15条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長及び議事録署名人2名、並びに出席した監事が、署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第46条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 当法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第48条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団・一般財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人若しくは公益一般財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第52条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 諸規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告及び計算書類等
- (9) 監査報告

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、当法人が定めるところによるほか法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 当法人の最初の理事長は大石節雄とする。

附 則

この定款は、特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行った、平成26年4月1日から施行する。

Ⅲ 庶務の概要

1, 役員等に関する事項

(1) 役員

役職	氏名	就任	略歴	基準	備考
理事長	大石節雄	R4, 6, 28	静岡県青年団連絡協議会顧問	2-2	H24, 6, 27,
副理事長	渡邊佳洋	〃	静岡県生涯学習研究所長	1-1	H24, 6, 27,
〃	村松武博	〃	ボーイスカウト静岡県連盟理事長	2-1	H28, 6, 24,
理事	山梨 剛	〃	静岡県青年団連絡協議会長	2-1	
〃	山口協子	〃	ガールスカウト静岡県連盟長	2-1	R1, 6, 28,
〃	喜瀬川康博	〃	静岡県子ども会連合会長	2-1	R1, 6, 28,
〃	小野田全宏	〃	静岡県ボランティア協会理事長	1-3	
監事	萩原一郎	R4, 12, 15	静岡県青年団連絡協議会顧問	3	

(2) 評議員

役職	氏名	就任	略歴	基準	備考
評議員	土村暁文	R4, 6, 28	静岡県経営管理部長	1-4	
〃	池上重弘	〃	静岡県教育委員会教育長	1-2	
〃	繁竹三千代	〃	静岡市青少年育成課長	1-2	
〃	森藤まり子	〃	静岡県青年団連絡協議会顧問	3	H26, 4, 1,
〃	鈴木俊久	〃	静岡県青年団連絡協議会顧問	2-2	H14, 6, 26,
〃	鷺坂 学	〃	静岡県青年団連絡協議会監事	2-2	H29, 6, 29
〃	杉山和義	〃	静岡県青年団連絡協議会副会長	2-2	
〃	八代宣美	〃	ガールスカウト県連盟元理事	2-2	H27, 6, 24,
〃	山口綾乃	〃	ガールスカウト県連盟理事	2-2	
〃	松田 茂	〃	ボーイスカウト県連理事	2-2	H29, 6, 29
〃	瀧島三郎	〃	ボーイスカウト県連理事	2-2	H29, 6, 29
〃	筑地繁雄	〃	県子ども会連合会副会長	2-2	
〃	持田敏行	〃	子ども会活動振興研究会会長	2-2	H26, 4, 1,

事業概要

1 静岡県青少年会館の管理運営に関する事業

(1) 会議室の利用状況

青少年及び団体活動、一般県民の学習や研修の場として会議室等を提供すると共に、会議室の衛生管理と新規利用者の拡大に努めたが、新型コロナウイルスへの対策として館内の換気、衝動財投の配置に加え、利用者の予約等がない場合には開館時間の短縮によりまん延防止策をとった。年間を通して減少傾向が続いたが、後半においては研修等のウェブ会議の影響で対応できたこともあってか、面談を伴う利用者が増加すると共に、三密を避けるために大きな会議室の利用が増える状況となった。

また、年間を通じてコロナ対策を重視した対応を行い、例年の実績には及ばないまでも、徐々に回復傾向がみられ下表及び別表に示した利用実績となった。

区分	貸会議室利用回数	貸会議室利用率	利用人員
本年度	818室	8.7%	14,501人
前年度	764室	8.3%	13,093人
増減	54室	0.4pt	1,408人

前年度に比べ、利用回数、利用率、利用人員は若干増加している。利用者層では、青少年団体は会議や活動を行えなかったことと、新規利用も数件となっており従来の状況を取り戻すまでには至っていない。半面、三密を避けたいこともあって、収容人員を超える大会議室や中会議室を利用する傾向に変化はない。

全体では、青少年団体の利用回数が6割、一般利用が4割となっており、青少年団体等の利用が主体となっている状況に変化はなかった。

(2) 入居団体の誘致・動向

青少年会館への青少年団体やその育成団体等の誘致については、財団の存続を危惧する行政と青少年会館存続の是非を検討している中、会館運営の不安定な状況下において誘致活動は行えない状況である。空き室については、貸会議室として利用することとなったが、コロナの影響等により会議室の利用は減少している一方では、貸会議室数が増したことで利用率の算出式の分母を上げ、利用率を押し下げることとなっている。

(3) 活動拠点

青少年団体と一丸となって、自分たちの会館は自ら運営しているという自覚を深め、連携事業の拡充を図り活動拠点作りに取り組んで来たが、これまでの活動意識の転換と青少年育成（公益事業）における団体の役割を地域から掘り起こす取組みを推進してきた。しかしながら、コロナ禍において県や地域青少年団体は、そのほとんどの事業を行うことが難しい状況であり、継続的な組織運営を含め連携に至らない状況が今後も続くことが懸念される。

(4) 施設・設備の整備及び利用促進

会館の施設や設備を整備し利用者の利便性を図るため、施設、備品の修繕、花壇等の環境美化に努

めると共に、新型コロナウイルスの対策として清掃及び消毒等を行い、利用者への感染防止対策など安全等に配慮した運営と有効利用を進めることができた。

また、利用する青少年団体の子供たちやリーダー等により館内の清掃等の奉仕を受けており、自分たちの会館は自分たちで守ろうとする意識に助けられている。

2 青少年団体及び青少年の健全育成に関する事業

(I) 青少年団体特別育成事業

目的 青少年の健全育成にあたる団体活動を奨励し、青少年団体への支援体制を強化する。

内容 特別育成団体への財政的援助、青少年団体活動の奨励を図るため、次の特別育成団体へ資金の提供を行った。

静岡県青年団連絡協議会	ボーイスカウト静岡県連盟	ガールスカウト静岡県連盟
静岡県子ども会連合会	計600,000円	

(II) 青少年交流スペース「アンダンテ」事業（静岡県委託事業）

目的 社会的ひきこもり状態にある、学齢期以後の青少年やその家族に対する支援を行い、青少年の社会参加に取り組むと共に、その実態と公的支援制度のあり方等について調査研究し、今日の青少年問題への取り組みの重要性等を県民に周知する。

事業の内容 期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

対象 30歳代までの社会的ひきこもり傾向にある青少年とその家族等

実施内容

青少年交流スペース「アンダンテ」を、静岡県男女共同参画センター（あざれあ）5階事務室内に設置し、次のとおり実施しているが、コロナの影響を受け利用者は減少している。

1 相談業務の実施

(1) 面接相談（カウンセラー等の対応）

面接相談は、本人及び家族に対し、個人又は複数による面談形式で行い、カウンセラーは悩みの訴えと相談者の主訴を引き出し整理してゆく段階を主として担当し、アドバイザーは日常の出来事や困っていることを気兼ねなく話せることを主とする傾聴役を担ってきた。それら年間の利用状況は別表のとおり。

実施日時 毎週 月～土曜日（週6日 祝祭日等を除き実施 年間287日）

相談時間 13:00～16:00（1日3コマ×50分程度）

対象

- ・ひきこもり状態にある高校生相当年齢から30歳代までの青少年
- ・ひきこもり状態にある青少年を支える家族
- ・ひきこもりの相談を受ける者や社会参加のための支援者
- ・その他学校及び市町支援機関等の支援員

相談実績 人数 129回 47人

実施者 カウンセラー4人のうち、毎日一人が面接相談に対応したほか、相談の内容によりアドバイザーも相談に対応した。

方法

- ・個別面談及び複数面談方式を選択し行った。
- ・長年生徒指導等に当たった経験豊富な者で、多岐多様な相談内容に対応した。

- ・同世代の心理士を目指す者を置くなど、相談しやすい環境で行った。

特 徴（配慮点等）

- ・相談者を主体に、それぞれの状況や悩みごとに合わせた細やかな対応をした。
- ・相談内容の性格から面接による相談業務を重要視した。
- ・面談当初は、その訴えに時間を掛け傾聴・受容し、信頼関係を築いていった。
- ・相談者の状況・状態の気付きや社会参加への具体的取組を促した。
- ・自ら今後のあり方を見出し、歩み出せるよう問い掛けた。

(2) 電話相談及びメールによる簡易相談

実施日時 毎週 月～土曜日（週6日 祝祭日等を除き実施）

相談時間 13：00～16：00（1回15分程度電話回線の都合）

対 象 （面接相談に同じ）

実施者 アドバイザー2人が、毎日一人常駐し対応したほか、コロナ対策として電話相談によりカウンセラーも相談の対応を行った。

相談回数 1,073 回

方 法

- ・独自に作成した電話相談マニュアルに従い、適切な対応を行った。
- ・アドバイザーは、青少年指導等の経験が豊富で、多岐多様な相談に対応した。
- ・相談者の心情や状況をよく理解し細やかな対応を行った。
- ・電話相談から面接相談へと繋げてゆく対応を行った。
- ・相談対象でない場合、関連支援機関等の情報を提供した。

特 徴（配慮点等）

- ・独自に作成した電話相談マニュアルを作成している。
- ・青少年指導等の経験豊富な者で、多岐多様な相談に対応した。
- ・相談者の心情や状況をよく理解し細やかな対応を行った。
- ・電話相談から面接相談へと繋げてゆく対応を行った。
- ・相談対象でない場合、関連支援機関等の情報を提供した。
- ・電話相談は、相手の状況がわかりにくく、相互の誤解や相談者の依存を防ぐため、面接相談やフリースペースでの直接的な関りを主とした。
- ・自ら行動することは社会参加への第一歩であり、自己肯定感の獲得や他者との関わりなどの回復を促すものと考えており、自覚ある行動を促している。
- ・市町や地域のひきこもり関連の支援者からの電話や紹介もあり、これまでの実績から地域における信頼や大きな評価を得ているといえる。

2 交流スペースの運営

社会的ひきこもり傾向にある青少年が、利用しやすく居心地のよさを感じられる居場所づくり及び交流の場を提供した。

実施日・時間 面接相談に同じ

対 象 ひきこもり状態にある高校生相当年齢から30歳代までの青少年

利用実績 別表のとおり

実施者 アドバイザーが、毎日一人常駐し対応する他、財団職員が利用者のニーズに応えるプログラムの実施や緊急対応が行える体制を整えた。

利用者 延べ 27人

内容 青少年が、社会参加するための転機となるよう、居場所や交流の場を提供すると共に、それぞれの段階に合わせた関わりと支援を行った。

- ・外出することの動機付けと拠り所（立ち寄りどころ）づくり
- ・心の安定を図る居場所づくり
- ・目的を持って活動する場所の提供（習い事や学習など）
- ・青少年や支援者との出会いと交流の場
- ・自己課題への挑戦や回復の場

特徴（配慮点等）

- ・心の安定と安心を得る場として、利用者から評価されている。
- ・社会との接点となる安らぎの居場所づくりに努めた。
- ・日常的なことで、何気ない問い掛けにより青年たちの内面に触れ、信頼関係を築くことに務めた。
- ・自己への気付きと回復のきっかけ作りとなる関り方をした。
- ・長期化するひきこもりの回復やその後も心の拠り所として、青年に認識された。
- ・青年同士が出会い、意見や心情等を通い合わせ、励まし合える場として、親しみやすい雰囲気作りに努めた。
- ・社会との関わり方や自己表現、相手への気遣いなどを学び、実践してみる場とした。
- ・青年たちが心を開き、心情を打ち明けやすくするために、多くの青少年と関りを持ち、ノウハウを得た経験豊富なスタッフが対応した。
- ・クラフト作りや学習を共にする中で相互の信頼関係を築き、何気ない会話の中から自らありたい姿を見つけられるよう配慮した。
- ・青少年を主体とした交流の場づくりを行い、青少年が企画する行事やイベントを奨励し、自らの行動を促すよう助言指導した。

3 社会的ひきこもり傾向にある青少年の家族を支援する場の提供

◎ 親の会（ふれあいスペース）

家族を支援する場として、親（保護者）の研修と交流会を実施した。

実施日 年間12回（原則毎月第3土曜日）

時間 13:00～16:00（3時間程度実施）

対象 ひきこもり状態にある青少年の親又は家族

参加者 別表のとおり

対応者 カウンセラー・アドバイザー・財団職員が対応

内容

親や家族が、家庭での対応のあり方を学ぶと共に、相互の体験や取り組みを学び合う場とした。又、心理等の学習や情報提供を行った。

- ① アイスブレイク 「息抜きのための日常会話など」（日頃の苦労をねぎらい、少しだけ気持ちを和らげるための取り組み）
- ② 活動の様子・ショートレクチャー

- ・活動事例や青少年から見えてきたものを報告
- ・メンタルプログラム（発達心理、相談からのレクチャー）
- ・フリースペースプログラム（その他青年の行動から）
- ③ 家庭での回復プログラム（各家庭での目標と取り組み報告）
 - ・一ヶ月を振り返り、その取り組みからどんな変化や兆しが見えて来たかを話し合った。
 - ・変化が見られない場合、何故そうだったのか、どうしたら出来るようになるかなど、参加者の考えや経験を基に話し合った。
- ④ 「ふれあいPCA」独自研修方法の導入
 - ・PCAGIP 研修法をアレンジし、参加者相互の気づきを促す学習に取り組んだ。
 - ・参加する親一人ひとりが中心となり、他者からの問いにより新たな発想を促す。
 - ・ふれあいPCA 別紙資料のとおり
- ⑤ 相互理解と回復のために
 （家庭での会話や対応の演習・心理と環境等を学ぶ）
 - ・親子の言葉や行動のすれ違いを解消する為に、TPOを考慮した言葉遣いやしぐさ、雰囲気づくりなど広くコミュニケーションを学ぶ。
 - ・家族の接し方や子どもの真の理解者としてこれから何が出来るか具体的な対応等を学んだ。

＊ 親の会の意味、役割

- ・小グループで行い共感と相互の体験等から学び合う場として重要。
- ・身近な支援者となるために、これから何を学ぶ場である。
- ・親の関り方の重要性を自覚し、継続参加している家庭では、本人の変化や社会参加を促した事例が確かに表れている。

特 徴

- ・本人が出向くことが難しい状況では、親が最大の支援者であると考えており、親の家庭での取り組みが重要な役割を果たすと考えている。
- ・まず親自身が心の安定化を図る必要があり、子どもとの関わり方について、共に考える関係づくりに努めた。
- ・共通する課題や相互の話し合いを基本とした。
- ・個々の問題や課題の対応方法については、個別相談で行った。
- ・原因ばかりを追求せず、状態や段階を見据えた対応を学んだ。
- ・「親が変わる」とは、これまでのことではなく、子どもに対する姿勢、接し方をこれから出来る形に変えて行くことであると考えている。
- ・親の変化から子への変化につなげるための支援とした。

4 相談者の状況に応じた社会復帰に向けた対応

社会的ひきこもり傾向にある青少年の状況に応じ、学習・労働体験等社会復帰に向けたプログラムを個別に提案すると共に、アルバイト中の心のケアや対応の在り方等のアドバイスを実施した。

又、社会復帰に向けて、相談者と関係機関・団体等との適切なコーディネートを行った。

実施方法

個別面談やフリースペースの中で、個々の課題やありたい姿について話し合うと共に、それぞれの回復プログラムの作成によって小さな目標を掲げ、具体的な取組みと支援を行ったほか、次の段階への取組みや新たな課題への対応などを一緒に考え実践し、それぞれの社会参加を促した。

実績 別表旅立ちのとおり

5 社会参加へのプログラム

アンダンテでは、青年の主体性を促し、出来ることをできる形で取り組めるよう支援する社会参加プログラムを用意している。

- ・ コミュニケーショントレーニング
- ・ 就学支援
- ・ 就労体験等
- ・ その他 ひきこもる青少年が必要とする就労するための学習及び情報提供

6 相談者の状況に応じた関係機関等との連絡調整

内容

① 相談者への情報提供

- ・ ふじのくに i (アイ) マップ等を活用し、ニート・ひきこもり・不登校などで悩む青少年や家族に情報を提供した
- ・ 経験から、相談者が無理なく適切な支援を受けられるよう配慮した
- ・ 市町や関係機関等へアンダンテ情報を提供した
- ・ マスコミに情報を提供し、広く県民への周知を図った
- ・ 電話での対応
- ・ 面談や学習会での情報提供
- ・ 市町広報紙及び支援機関への情報提供

② 専門支援機関への紹介

相談者の要求により、これまで連携を取ってきた専門支援機関等へ紹介し、その後についても連携をとり支援にあたった。

- ・ 連携する医療機関の紹介
- ・ 就学先情報を熟知しており紹介した(元高校校長等が担当)
- ・ 公認心理師等による相談体制を整えた
- ・ 就労支援を行う機関と連携した体制を整え、紹介および相互支援を行った

7 静岡県ひきこもり支援センターとの連携

アンダンテと静岡県ひきこもり支援センター等とが相互の特性を活かせるよう担当者間の情報交換を行うなど密接な連携に努めた。

- ・ 県ひきこもり支援センター職員等との協議、視察受け入れ
- ・ 県ひきこもり対策連絡協議会委員の選出(年間)
- ・ 富士宮市子ども・若者支援協議会(コロナにより未開催)
- ・ 焼津市青少年健全育成会委員選出
- ・ 静岡市ひきこもり支援センターとの協議

8 研修会等の実施

スタッフのスキルアップや関係部署・他団体との連携強化を図るための研修会への参加及び、スタッフミーティングを毎月1回実施し、ケース検討、ひきこもり支援に関する学習及び相談者の状況・支援のあり方・評価等を行った。

9 広報活動の実施

ひきこもり支援機関等合同相談会への参加、ホームページ運用、パンフレット配布等の各種広報活動を充実させ、県内広域ひきこもり青少年及びその家族の利用促進を図った。

(1) ひきこもり支援機関等合同相談会（4会場）

県教育委員会等が実施する合同相談会の開催に伴い、スタッフを派遣しアンダンテ事業の紹介及びその相談にあたった。

(2) 広報活動の実施

ホームページ運用、パンフレット配布等の各種広報活動を行い、県内広域のひきこもり青少年及びその家族の利用促進を図ると共に、市町広報誌(支援マップ)等へ投稿するなどアンダンテ事業の周知に努めた。

(Ⅲ) その他の事業

計画していた次の事業については、新型コロナウイルスの影響により団体の活動が縮小または事業が直前に中止となるなどし、準備はしていたものの実施はしていない。

- ・地域青少年活動への支援事業
- ・困難を有する青少年への支援事業（アンダンテ事業での対応を除く）
- ・青少年の社会参加推進事業（ユースフューチャーセンター利用申請なし）

3 青少年教育の研修会等の開催に関する事業

(1) 指導・育成者等研修会の開催

目的 青少年指導者等が、青少年を地域で支え育む体制作りのあり方を学ぶと共に、関係団体の相互理解とネットワークづくりの場とすべく計画していたが、コロナ感染拡大防止のため中止した。

(3) 研修会支援事業

目的 青少年団体等からの要請に応じ、活動または指導者やリーダーの育成に必要なとされる技術や知識の習得を目的とする研修会・講習会に研究員等が参加するなど青少年の活動を積極的に支援することとしていたが、各団体の活動自粛等により中止した。

4 青少年に関する調査研究及び活動資料等収集事業

(1) 青少年に関わる調査研究事業

目的 青少年の現状を様々な状況や課題を調査研究する中で、青少年期の団体活動が果たしてきた役割を明らかにすると共に、青少年自らが、明るく住みよく、全ての人の友和と活気にあふれた社会づくりに参画する、静岡県独自の若者育成プランとその在り方を構築し、今後の青少年育成と支援の在り方を研究することとしていたが、今後の青少年会館のあり方検討会議に委ねた。

(2) 青少年活動研究所

目的 青少年活動研究所設置要項に基づき、青少年や青少年団体活動のあり方等について研究し、県下青少年活動の発展に寄与する計画であったが、今後の青少年会館のあり方検討会議に研究員等であたった。

(3) 青少年団体活動等の周知事業「ユースネット」

目的 青少年に関する活動情報等を提供するコーナーをインターネット上に設け、青少年会館の事業紹介、施設等の情報を掲載し活用性ある情報ネットワークを運営する。また、地域の情報の確保や青少年や青少年教育に関する意見の交換等を行う場を設ける。

内容 インターネットに「YOUTHNET」というホームページを継続開設し、事業の実施状況や青少年に関する情報提供の場として有効活用すると共に、貸し会議室の利用拡大の周知を図った。(ホームページアクセス数 3,528回 アンダントのアクセス数 382回)

(4) 青少年に関する資料の収集

目的 青少年に関する資料や団体の総会資料、図書等の収集整備に努め、統計資料の作成と提供を行うなど青少年活動の推進を図った。

5 その他の事業

(1) (一財)静岡県青少年会館の存続の有無に関する取り組み

1 経緯

「県有財産無償貸付の更新」に伴い、下記貸付条件が付されたので報告書を作成する。

(1) 毎年3月末までに、令和2年1月29日付「一般財団法人静岡県青少年会館の存続の有無に関する報告書」に基づく解散に向けた進捗状況を県に報告すること。

(2) 財団の解散準備が整った際は、貸付期間満了であっても双方の協議のうえ、契約の解除を行う場合がある。

2 報告書の内容

一般財団法人静岡県青少年会館の継続的経営は、今後さらに困難になると判断し、必要な状況を満たした上で発展的解散を目指すものとし、各年検討した状況等を報告書にまとめ提出する。

(1) 活動拠点の必要性

静岡県は、無償貸付契約の解除を念頭に置き、県有財産である青少年会館にかかる老朽化による修繕費等の経費を負担しないとしていることから、青少年会館を財団に貸し付ける考えがないと判断される。また、継続使用するための最低限の修繕を財団において実施した。有償貸付及び維持経費を独自に支出する経済的余裕は当財団にはないが、入居団体を始め青少年活動の拠点を失うことは、今後の青少年やその未来すら限られたものとなることに憤りを感じることから、たとえ有償となった場合においてもその存続となる財源を捻出すべきとした。

社会教育課提案の団体移転先として、静岡総合庁舎および教育会館を大石理事長等の4名が6月27日に下見をしており、その結果の意見は次のとおり。

静岡総合庁舎 夜間の利用及び土日の入館制限がある。駐車場が確保できない。室内の仕切り等が必要なほか、同フロアに相談室があるなどの制限がある。

教育会館 市内中心部にあり借用料が2部屋で一千万円を超える。駐車場を確保できない。

以上により、団体事務室だけでも移転することは難しいと判断した。

(2) 解散の時期

一般財団法人静岡県青少年会館を解散する時期については、次の状況を満たしたときとすることの変更はない。

- ① 青少年会館入居する団体が望む、転居先が決定されたとき。また、それらの要望等については議論の余地があり、団体を支援する県教育委員会と連携して計画的に進め、財団は最後まで責任ある態度で役割を果たすものとする。
- ② 経営改善計画中間報告書(平成元年9月30日)に提案した、静岡県としての今後の青少年育成の在り方を研鑽し、「青少年センターの機能と役割」に示す、青少年団体や支援者、育成機関等が連携をさらに強くし、将来にわたる推進機構の構築と継続的かつ、有機的育成事業が推進できる体系づくりによって、将来にわたる静岡県の青少年育成構想が構築され、条例等の設置等により確実に遂行される見通しが確認できる状況に至ったとき。

以上のことから社会教育課とは、青少年センターの設置の中で様々な課題解決の道を見つけてゆくことを年度末までに確認すると共に、その具体的方向を見いだすためにさらに一年をかけ検討することとし、その間の貸付料は無償とし契約手続きを開始した。

3 青少年会館の存続の有無に関する検討会議

目的 静岡県青少年会館の今後の経営方針、新たな拠点探し等の検討を行うと共に、青少年育成と支援の充実を図るための施策の在り方を提案する。

内容 1 静岡県青少年会館の使命と役割

- ① 青少年会館に入居する団体が望む転居先を検討し、団体を支援する県教育委員会と連携して計画的に進め、財団は最後まで責任ある態度で役割を検討する会議を開催した。

内容 県有財産貸付の有償化方針に対し、関係者の意見を集約するとともに、今後の対策を協議するため有償化対策会議を開催したほか、役員会や団体ごとに今後の在り方等について検討した。

令和4年度 有償化対策会議

日時 令和4年5月7日(土) 10:00~13:00

場所 青少年会館第13会議室

出席 財団理事 大石節雄、山梨 剛、山口協子、村松武弘、喜瀬川康博 事務局松下

目的 青少年会館の貸付問題に関する、財団(構成団体)としての意思の確認と今後の取り組みについて基本方針や今後の進め方について検討する。

内容 ・当初から提示する財団解散二条件が整うことを目指し、一丸となって取り組むこと

- ・団体の事務局移転課題は、その願いに叶う場所の選択及び機能を追及する
- ・青少年センター構想を柱とする青少年育成施策の構築を目指す
- ・県教育委員会社会教育課との協議を継続し相互理解を深める
- ・支援者の深い理解と協力を求め、支援体制づくりを強化する

② 支援者との協力要請及び協議

青少年会館が直面する課題や各団体の想いについて、静岡県知事はじめ県会議員の各位に状況説明を通して協力要請をすると共に、今後の青少年育成の在り方を「青少年センター構想」に示し、青少年団体や支援者、育成機関等が連携をさらに強くし、将来にわたる推進機構の構築と継続的かつ、有機的育成事業が推進できる体系づくりを目指し、必要な機能や役割等を加味した未来想像に基づき、今後の具体的取り組みを協議した。

(2) 派遣及び支援事業

目的 青少年団体等の要請に応じ研修会への講師・助言者等の派遣、または青少年団体の事業を支援するなど青少年活動の発展に寄与する。(コロナ対策によりそれぞれの機関で対応)

内容 ・静岡県青少年健全育成会議副会長(理事長)
 ・静岡県ひきこもり対策連絡協議会委員 ・富士宮市子ども若者支援協議会委員
 ・焼津市青少年問題協議会委員 ・ボーイスカウト運営支援(理事の派遣) 他

(3) 青少年団体・サークル加入相談活動

目的 青少年団体やサークル等への加入、及び活動についての相談を窓口業務として実施する。

内容 ボーイ・ガールスカウト入会等について随時受付紹介を行う。

(4) 全国青(少)年会館協議会事業

目的 全国青(少)年会館協議会に加盟し、全国の会館と情報交換等運営の向上を図った。

全国協議会情報交換 大石理事長参加 加盟会館からの情報を収集

(5) マイクロバス事業

目的 青少年活動の拡大と人員や教材等の移送を支援するため、マイクロバスを青少年団体や育成事業に提供し、本会館の主催事業と合わせてその効果的な運用を図る。

内容 利用の状況は、つぎのとおりである。

区分	本年度	前年度	主な利用者
稼働日数	6	4	ボーイスカウト、スポーツ少年団 (利用者の減少等により前年度予約分を除き、7月に譲渡処分した)
稼働率	—	—	
利用者	80人	60人	

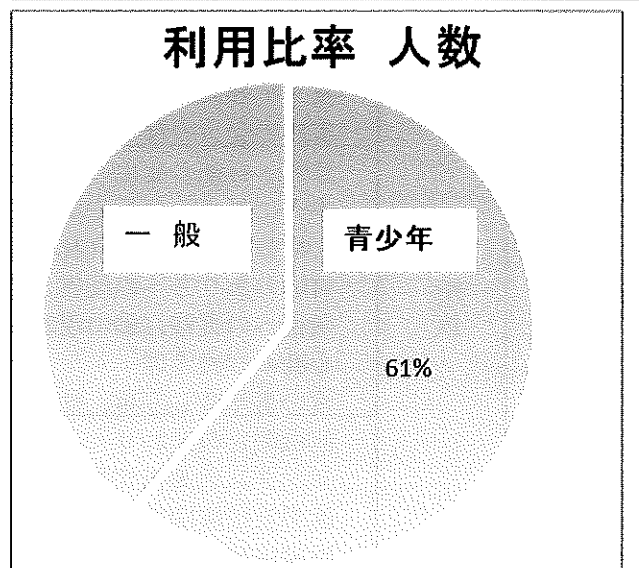
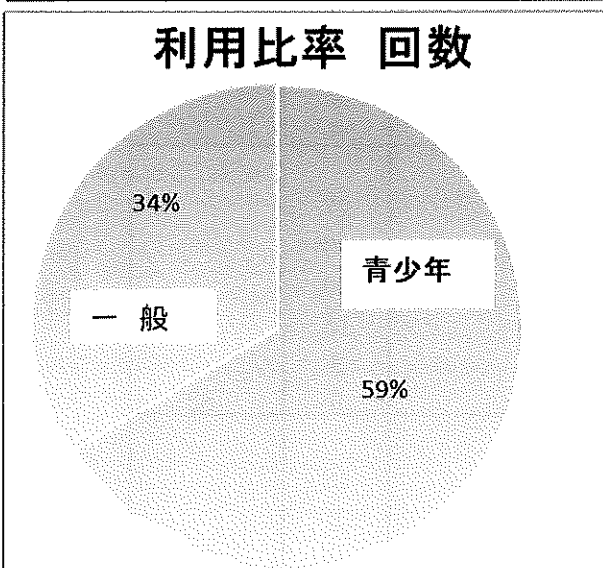
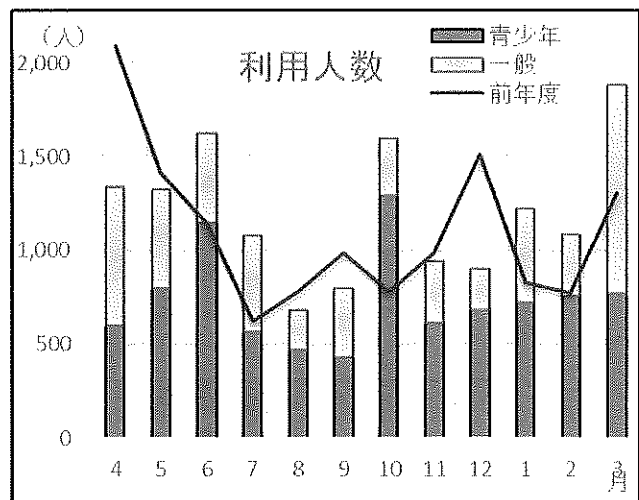
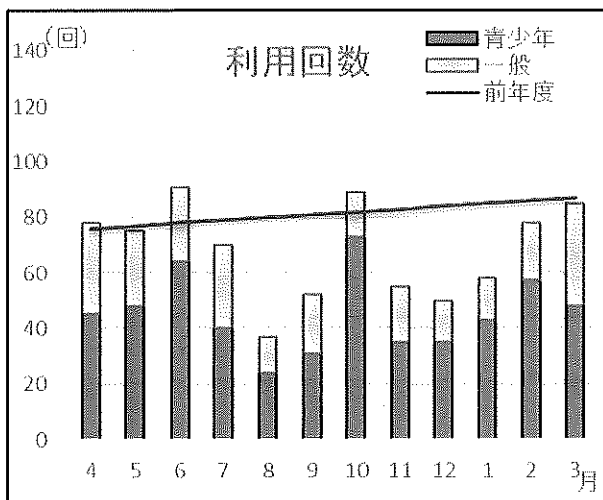
(6) 青少年会館活動後援会

本年度、青少年の健全育成と青少年会館の事業に深いご理解と財政的支援をもってご協力いただいた、後援会会員の方々は次のとおり。(敬称省略)

区分	会員名
青少年団体会員	静岡県青年団連絡協議会
	ガールスカウト静岡県連盟
	ボーイスカウト静岡県連盟
	静岡県子ども会連合会
法人会員	静岡県ボウリング場協会

令和4年度 会議室利用状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
回数													
青少年	45	48	64	40	24	31	73	35	35	43	57	48	543
一般	33	27	27	30	13	21	16	20	15	15	21	37	275
計	78	75	91	70	37	52	89	55	50	58	78	85	818
前年度	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	764
増減	2	-2	13	-9	-43	-29	7	-28	-34	-27	-8	-2	54
人数													
青少年	601	802	1,146	567	471	432	1,291	618	681	724	762	774	8,869
一般	740	526	478	514	211	370	310	325	222	500	322	1,114	5,632
計	1,341	1,328	1,624	1,081	682	802	1,601	943	903	1,224	1,084	1,888	14,501
前年度	2,095	1,416	1,146	629	782	986	782	986	1,511	828	776	1,305	13,093
増減	-754	-88	478	452	-100	-184	819	-43	-608	396	308	583	1,408



貸借対照表

(一財)静岡県青少年会館

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

科目	本年度	前年度	増減	備考
I 資産の部				
1 流動資産				
(1) 現金預金				
現金	53,523	354,429	△ 300,906	
普通預金	1,214,346	883,343	331,003	
事業推進定期預金	5,000,000	10,000,000	△ 5,000,000	
現金預金計	6,267,869	11,237,772	△ 4,969,903	
(2) その他の流動資産				
未収金	2,240	180,000		
未収使用料	19,550	40,450	△ 20,900	
未収負担金	150,280	0	150,280	
その他流動資産計	172,070	220,450	△ 48,380	
流動資産合計	6,439,939	11,458,222	△ 5,018,283	
2 固定資産				
(1) 基本財産				
第9回40年国債	193,179,840	210,757,785	△ 17,577,945	期末評価額
基本財産計	193,179,840	210,757,785	△ 17,577,945	
(2) その他の固定資産				
備品車両	190,199	1,109,130	△ 918,931	イス机等
その他の資産計	190,199	1,109,130	△ 918,931	
固定資産合計	193,370,039	211,866,915	△ 18,496,876	
資産の部合計	199,809,978	223,325,137	△ 23,515,159	
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	66,780	37,400	29,380	業務委託分
未払賃金	216,480	226,870	△ 10,390	アンダンテ事業分
前受使用料	0	11,650	△ 11,650	次年度会議室使用料
預り金	179,998	120,261	59,737	所得税等
仮受消費税等	358,000	358,000	0	
流動負債合計	821,258	754,181	67,077	
2 固定負債				
退職給付引当金	0	0	0	
固定負債計	0	0	0	
負債の部合計	821,258	754,181	67,077	
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
基本財産	250,000,000	250,000,000	0	
指定正味財産合計	250,000,000	250,000,000	0	
(内基本財産への充当額)	(250,000,000)	(250,000,000)		
(内特定資産への充当額)	(0)	(0)		
2 一般正味財産				
一般正味財産	△ 51,011,280	△ 27,429,044	△ 23,582,236	
一般正味財産合計	△ 51,011,280	△ 27,429,044	△ 23,582,236	期末評価損による
(内基本財産への充当額)	(0)	(0)		
(内特定資産への充当額)	(0)	(0)		
正味財産の部合計	198,988,720	222,570,956	△ 23,582,236	
負債及び正味財産合計	199,809,978	223,325,137	△ 23,515,159	

令和4年度 正味財産計算書
令和4年4月1日～令和5年3月31日

(損益計算書)
(単位：円)

大／中／小科目	本年度 A	前年度 B	増減 A-B	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	859,216	859,216	0	
有価証券収益金収入	859,216	859,216	0	有価証券利息の繰り入れ
事業収入	4,645,900	5,394,500	△ 748,600	
会議室等貸付収入	4,566,400	4,578,500	△ 12,100	
会議室使用料収入	2,954,400	2,966,500	△ 12,100	
団体事務室使用料収入	1,612,000	1,612,000	0	団体事務室貸付負担金
単独事業収入	79,500	24,000	55,500	
その他の事業収入	79,500	24,000	55,500	マイクロバス利用者負担金
事業補助収入	0	792,000	△ 792,000	
事業継続支援金等収入	0	792,000	△ 792,000	国庫事業継続支援金等
委託事業収入	3,938,000	3,938,000	0	県委託アンダンテ事業
交流スペース委託金収入	3,938,000	3,938,000	0	
後援会収入	1,300,000	1,320,000	△ 20,000	会館活動後援会
後援会収入	1,300,000	1,320,000	△ 20,000	
雑収入	1,918,974	1,923,278	△ 4,304	
負担金収入	1,498,236	1,509,016	△ 10,780	入居団体電気代等負担金
預金利息収入	145	378	△ 233	運用財産及び特定預金利息
その他の雑収入	420,593	413,884	6,709	コピー使用等負担金
事業活動収入計	12,662,090	13,434,994	△ 772,904	
2 事業活動支出				
① 事業費支出	17,322,685	15,580,777	1,741,908	
青少年会館管理運営費支出	6,826,507	4,409,447	2,417,060	貸会議室事業は公益事業
施設維持管理事業支出	6,820,941	4,405,767	2,415,174	会館維持管理経費事業費分を計上
施設事業費支出	5,566	3,680	1,886	
健全育成事業費支出	600,000	600,000	0	
団体特別事業費支出	600,000	600,000	0	青少年団体特別育成事業
その他の事業費支出	53,742	574,680	△ 520,938	
その他の事業費支出	53,742	574,680	△ 520,938	
交流スペースアンダンテ事業支出	3,938,000	3,938,000	0	県委託社会的ひきこもり青少年の社会参加支援事業
事業費職員給与支出	5,904,436	6,058,650	△ 154,214	従事割合により事業費と
職員給与支出	5,904,436	6,058,650	△ 154,214	管理費に区分する
② 管理費支出	624,765	633,461	△ 8,696	財団の管理的経費に係る費用
財団事務局人件費支出	246,015	318,700	△ 72,685	を従事割合等で算出
職員給料支出	246,015	318,700	△ 72,685	
財団事務局費用支出	378,750	314,761	63,989	
事業活動支出計	17,947,450	16,214,238	1,733,212	
事業活動収支差額	△ 5,285,360	△ 2,779,244	△ 2,506,116	

大／中／小科目	本年度 A	前年度 B	増減 A-B	備 考
Ⅱ 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
有価証券運用益	859,216	0		
事業推進積立金組戻額	6,000,000	3,000,000	3,000,000	事業推進積立金戻入
備品売却益	200,000	0	200,000	マイクロバス
投資活動収入計	7,059,216	3,000,000	4,059,216	
2 投資活動支出				
固定資産取得支出				
一般会計組入額	859,216	0	859,216	
事業推進積立金取崩額	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	定期預金戻入
投資活動支出計	1,859,216	2,000,000	△ 140,784	
投資活動収支差額	5,200,000	1,000,000	4,200,000	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
基金利息収入(指定財産)				
有価証券利息収入		859,216	△ 859,216	基本財産利息
財務活動収入計	0	859,216	△ 859,216	
2 財務活動支出				
一般正味財産へ振替額		859,216	△ 859,216	一般会計収入の部へ振替
有価証券評価損	17,577,945	22,473,389	△ 4,895,444	期末国債評価損
財務活動支出計	17,577,945	23,332,605	△ 5,754,660	
財務活動収支差額	△ 17,577,945	△ 22,473,389	4,895,444	
Ⅳ 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 17,663,305	△ 24,252,633	6,589,328	
前期繰越収支差額	△ 38,538,174	△ 14,285,541	△ 24,252,633	
次期繰越収支差額	△ 56,201,479	△ 38,538,174	△ 17,663,305	

財 産 目 録

令和5年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額			備 考
資産の部				
1 流動資産				
(1)現金預金				
現金	小口現金	53,523		
普通預金運用資金	静岡銀行	1,214,346		
定期預金事業推進	静岡銀行	5,000,000		
現金預金計			6,267,869	
(2)その他の流動資産				
未収金		2,240		事務室貸付料
未収使用料		19,550		会議室使用料
未収負担金		150,280		団体負担金
その他の流動資産計			172,070	
流動資産合計			6,439,939	
2 固定資産				
(1)基本財産				
第9回40年国債	大和証券静岡支店	193,179,840		期末評価額
基本財産計			193,179,840	
(2)その他の資産				
工具器具備品	会議室机等	190,199		マイクロバス処分
固定資産合計			190,199	
固定資産合計			193,370,039	
資産合計額			199,809,978	
負債の部				
1 流動負債				
未払金	委託業務費	66,780		
未払費用	アンダンテ事業分	216,480		
預り金	職員所得税等	179,998		
仮受消費税等		358,000		
流動負債合計			821,258	
2 固定負債				
固定負債合計			0	
負債合計額			821,258	
期末正味財産合計額			198,988,720	

令和4年度 収支計算書

(単位：円)

大／中／小科目	決算額 A	予算額 B	増減 A-B	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	859,216	879,000	△ 19,784	
有価証券収益金収入	859,216	879,000	△ 19,784	有価証券利息の繰り入れ
事業収入	4,645,900	4,980,000	△ 334,100	
会議室等貸付収入	4,566,400	4,800,000	△ 233,600	
会議室使用料収入	2,954,400	3,000,000	△ 45,600	
団体事務室使用料収入	1,612,000	1,800,000	△ 188,000	団体事務室貸付負担金
単独事業収入	79,500	180,000	△ 100,500	
研修会等開催事業収入	0	100,000	△ 100,000	指導者育成支援・研修支援
調査研究・資料収集事業	0	30,000	△ 30,000	調査研究・派遣支援事業・ユースネット
その他の事業収入	79,500	50,000	29,500	・マイクロバス利用者負担金
委託事業収入	3,938,000	3,938,000	0	県委託アンダンテ事業
交流スペース委託金収入	3,938,000	3,938,000	0	
後援会収入	1,300,000	1,300,000	0	会館活動後援会
後援会収入	1,300,000	1,300,000	0	
雑収入	1,918,974	1,973,000	△ 54,026	
負担金収入	1,498,236	1,550,000	△ 51,764	入居団体電気代等負担金
預金利息収入	145	10,000	△ 9,855	運用財産及び特定預金利息
その他の雑収入	420,593	413,000	7,593	コピー使用等負担金
事業活動収入計	12,662,090	13,070,000	△ 407,910	
2 事業活動支出				
① 事業費支出	17,322,685	16,568,000	754,685	
青少年会館管理運営費支出	6,826,507	5,482,000	1,344,507	貸会議室事業は公益事業
施設維持管理事業支出	6,820,941	5,481,000	1,339,941	会館維持管理経費事業費分を計上
通信費支出	237,883	140,000	97,883	
消耗品費支出	201,598	170,000	31,598	
修繕費支出	1,383,360	1,200,000	183,360	設備修繕費用
燃料費支出	1,095,981	750,000	345,981	空調機灯油代
光熱水費支出	2,455,605	1,800,000	655,605	電気・ガス・水道料
清掃費支出	0	10,000	△ 10,000	日常清掃
警備費支出	354,816	350,000	4,816	深夜機械警備費用
消火設備費支出	152,352	150,000	2,352	法定点検/器具交換
空調設備費支出	528,000	530,000	△ 2,000	切替点検料
電気設備費支出	190,541	150,000	40,541	法定点検、機器保守工事
委託処理費支出	52,800	60,000	△ 7,200	水槽清掃・日常ごみ処理
保険料支出	146,832	150,000	△ 3,168	火災・賠償責任保険
手数料支出	19,589	20,000	△ 411	
雑費支出	0	1,000	△ 1,000	
施設事業費支出	5,566	1,000	4,566	
環境整備費支出	5,566	1,000	4,566	花壇等の整備費用

大／中／小科目	決算額 A	予算額 B	増減 A-B	備 考
健全育成事業費支出	600,000	632,000	△ 32,000	
団体特別事業費支出	600,000	600,000	0	青少年団体特別育成事業
団体育成費支出	600,000	600,000	0	
活動支援事業費支出	0	12,000	△ 12,000	地域青少年活動等の推進
旅費支出	0	3,000	△ 3,000	
消耗品費支出	0	3,000	△ 3,000	
通信費支出	0	3,000	△ 3,000	
需用費支出	0	3,000	△ 3,000	
社会参加促進事業費支出	0	20,000	△ 20,000	地域青少年活動支援事業として統合
会場費	0	10,000	△ 10,000	インターネットホームページ掲載
消耗品	0	10,000	△ 10,000	青少年団体活動等の周知
研修会等事業費支出	0	45,000	△ 45,000	
研修支援事業費支出	0	30,000	△ 30,000	青少年団体連携による事業の実施
旅費支出	0	5,000	△ 5,000	
講師謝金支出	0	5,000	△ 5,000	
消耗品費支出	0	5,000	△ 5,000	
通信費支出	0	5,000	△ 5,000	
賃借料支出	0	5,000	△ 5,000	
需用費支出	0	5,000	△ 5,000	
指導者育成講座事業費	0	15,000	△ 15,000	指導者育成・支援講座等の開催
会場費	0	5,000	△ 5,000	青少年の活動と情報交換会
消耗品	0	5,000	△ 5,000	青少年の課題と団体の役割取組み
通信	0	5,000	△ 5,000	
調査研究・資料収集事業費	0	7,000	△ 7,000	調査分析・研究所・歴史研究・ユースネット
資料等収集事業費支出	0	5,000	△ 5,000	インターネット情報提供事業等
会議費支出	0	1,000	△ 1,000	
講師謝金支出	0	1,000	△ 1,000	
消耗品費支出	0	1,000	△ 1,000	
通信費支出	0	1,000	△ 1,000	
賃借料支出	0	1,000	△ 1,000	
調査研究分析事業費支出	0	2,000	△ 2,000	青少年団体指導者等の社会貢献調査
消耗品	0	1,000	△ 1,000	
通信	0	1,000	△ 1,000	
その他の事業費支出	53,742	313,000	△ 259,258	
その他の事業費支出	53,742	293,000	△ 239,258	
旅費支出	0	10,000	△ 10,000	研究事業調整会議
消耗品費支出	0	40,000	△ 40,000	印刷機リース料 他
通信費支出	0	100,000	△ 100,000	受信料
手数料支出	432	10,000	△ 9,568	案内板掲示
印刷製本費支出	0	10,000	△ 10,000	
負担金支出	15,360	33,000	△ 17,640	全国青年会館協議等年会費
渉外奨励費支出	0	10,000	△ 10,000	
賃借料支出	0	10,000	△ 10,000	電柱広告
マイクロバス維持管理費支出	37,950	70,000	△ 32,050	車検・保険料等
基本構想研究事業支出	0	20,000	△ 20,000	基本構想等の周知・検証

大／中／小科目	決算額 A	予算額 B	増減 A-B	備 考
旅費支出	0	10,000	△ 10,000	外部評価委員会設置運営費用
消耗品費支出	0	10,000	△ 10,000	
交流スペースアンダンテ事業支出	3,938,000	3,938,000	0	県委託社会的ひきこも り青少年の社会参加 支援事業
人件費支出	3,317,694	3,345,000	△ 27,306	
借用料支出	36,600	26,400	10,200	
旅費交通費支出	4,160	1,000	3,160	
通信運搬費支出	112,944	129,600	△ 16,656	
消耗品費支出	25,102	40,000	△ 14,898	
事務管理費支出	60,000	0	60,000	
保険料支出	23,500	38,000	△ 14,500	
租税公課支出	358,000	358,000	0	
事業費職員給与支出	5,904,436	6,151,000	△ 246,564	
職員給与支出	5,904,436	6,150,000	△ 245,564	
職員給料支出	2,368,739	2,533,000	△ 164,261	
非常勤職員給与支出	302,679	0	302,679	
通勤手当支出	475,469	400,000	75,469	
時間外手当支出	1,398,684	1,600,000	△ 201,316	
期末勤勉手当支出	619,776	615,000	4,776	
社会保険支出	691,261	923,000	△ 231,739	
雇用保険支出	47,828	79,000	△ 31,172	
			0	事業主負担分 同上
退職給付費用支出	0	1,000	△ 1,000	退職給与積立預金繰入
② 管理費支出	624,765	666,000	△ 41,235	理事会の開催等管理的経 費にかかる費用を従事割 合、面積比率等により算出 (5%)
財団事務局人件費支出	246,015	319,000	△ 72,985	
職員給料支出	246,015	318,000	△ 71,985	
退職給付費用支出	0	1,000	△ 1,000	
財団事務局費用支出	378,750	347,000	31,750	
通信費支出	11,601	10,000	1,601	開催通知等郵送料 理事会等資料
消耗品費支出	8,399	10,000	△ 1,601	
修繕費支出	57,640	25,000	32,640	
燃料費支出	45,665	40,000	5,665	
光熱水費支出	102,316	100,000	2,316	
清掃費支出	0	3,000	△ 3,000	
警備費支出	14,784	18,000	△ 3,216	
消火設備費支出	6,348	8,000	△ 1,652	
空調設備費支出	22,000	28,000	△ 6,000	
電気設備費支出	7,939	8,000	△ 61	
委託処理費支出	2,200	4,000	△ 1,800	
保険料支出	6,118	8,000	△ 1,882	法人県・市民税
租税公課支出	91,706	71,000	20,706	
手数料支出	2,034	11,000	△ 8,966	
雑費支出	0	3,000	△ 3,000	

大／中／小科目	決算額 A	予算額 B	増減 A-B	備 考
③ 積立金支出	0	1,000	△ 1,000	
事業推進積立金支出	0	1,000	△ 1,000	
事業活動支出計	17,947,450	17,235,000	712,450	
事業活動収支差額	△ 5,285,360	△ 4,165,000	△ 1,120,360	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
指定財産収入(基金)				
有価証券利息収入	859,216	879,000		
有価証券評価益	0	38,538,174		
特定財産収入				
事業推進積立金取崩収入	6,000,000	5,000,000		
固定資産売却収入	200,000	0		
投資活動収入計	7,059,216	44,417,174	44,417,174	
2 投資活動支出				
指定財産支出				
一般正味財産振替支出	859,216	879,000		
有価証券評価損		0		
特定財産支出		0		
事業推進積立金取得支出	1,000,000	0		
固定資産取得支出		0		
固定資産購入支出		0		
投資活動支出計	1,859,216	879,000		
投資活動収支差額	5,200,000	43,538,174		
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
短期借入金収入		0		
長期借入金収入		0		
財務活動収入計	0	0		
2 財務活動支出				
短期借入金返済支出		0		
有価証券評価損	17,577,945	0		
財務活動支出計	17,577,945	0		
財務活動収支差額	△ 17,577,945	0		
IV 予備費支出	0	835,000		
当期収支差額	△ 17,663,305	38,538,174		
前期繰越収支差額	△ 38,538,174	△ 38,538,174		
次期繰越収支差額	△ 56,201,479	0		

令和5年度 事業計画書

1 静岡県青少年会館の管理運営に関する事業

- (1) 青少年センター構想の実現に向けた事業の実施
青少年センター構想の早期設置を目指すと共に、青少年団体等が求める活動拠点を確保することを最重要課題として取り組む。また、その実現化に向けた支援者組織を設置する。
- (2) 会議室の利用拡大
青少年及び団体活動、一般県民の学習や研修の場として会議室等を提供すると共に、会議室の利用形態と新規利用者の拡大を図る。
- (3) 施設・設備の整備及び利用促進
会館の施設や設備・環境を整備を行うと共に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を実施するなど利用者のニーズと安全を配慮した運営を図る。

2 青少年団体及び青少年の健全育成に関する事業

- (1) 青少年団体特別育成事業
目的 青少年の健全育成にあたる団体活動を奨励し、青少年団体への支援体制を強化する。
内容 特別育成団体への財政的援助、青少年団体活動の奨励を図る。
- (2) 青少年交流スペース「アンダンテ」事業（静岡県委託事業）
目的 青少年の社会的ひきこもりが、社会問題にある中で、学齢期以後のひきこもり青少年やその家族に対する支援を行い、これらの青少年の社会参加に取り組むと共に、その実態と公的支援制度のあり方等について調査研究し、青少年問題への取り組みの重要性等を県民に周知する。
内容 期間 4月～3月
場所 静岡市馬淵一丁目アザレア5階
相談機能 面接相談及び電話相談（本人・家族・グループ・支援者等）
交流機能 フリースペース（自由に過ごせる場の提供と相談相手の配置等）
ファンスペース機能（興味のあることへのチャレンジ、物造り・体験からのコミュニケーションプログラム等）
社会参加機能（自我、拡環境との接し方、就業の為のスキルアップ等）
ふれあいスペース機能（家族に対する研修、交流プログラム等）
対象
・ 病理的問題を第一原因とせず、家庭等にひきこもっている
・ 人づき合いの苦手意識が強い
・ 学校や会社へ行きたがらない（行こうとするが行けない）
・ はっきりとした理由がわからないまま学校や会社を辞めた（継続できない）
その他 ひきこもりに関する研修会、支援体制に関する研究協議等の実施
- (3) 地域青少年活動への支援事業

目 的 地域における青少年活動や社会参加活動を推進するため、県市町団体の連携を柱にした青少年活動を奨励し、青少年の社会参加を促すと共に、地域青少年活動を拡大・活性化するために活動内容等を紹介し、地域における育成体系を明らかにするなどの支援を行う。

内 容 市町における広域活動等で、青少年団体や地域の団体とがより広く連携して実施できる社会参加事業を奨励する共に、関係団体や機関等との調整を図り、多くの青少年が地域づくりや環境づくりに取り組めるよう支援する。
例 地域（国際）交流事業、遊びの検定事業など連携事業への支援

(4) 困難を有する青少年への支援事業

目 的 ひきこもり等の困難を有する青少年に対する支援事業として、その社会参加へのあり方や必要な支援形態、支援機関等の社会資本の活用と拡充について検討すると共に、具体的な取組みや市町での支援等を推進する。

内 容

- ・アンダランテ機能についての検討と課題研究
- ・支援機関等による合同相談会の参加
- ・有効な支援体制の検証（トータルアセスメント）
- ・市町地域支援協議会への助言指導等

3 青少年教育の研修会等の開催に関する事業

(1) 静岡若衆宿（ユースプラティカルセミナー）

目 的 若者の出会いの場であり、将来の夢や日頃の活動の様子などを語る場であり又、個々のこれからしたいことやすべきことなどを協議し、社会的課題などを共有して地域創生の担い手として社会参画への挑戦と実現化への機会とする。若者が主体性のある実践行動によって、新たな静岡の創生が行われるよう財団として支援を行うと共に、集う若者の有徳の人づくりへの一助を果たす。

内 容 若者の主体的勉強・勉強・討論・研究会企画する
開催日 未定
場 所 静岡県青少年会館
参加者 県下青少年団体指導者、大学生、一般青年等

- ・講義 青少年の社会参画と心を育む体系づくり（仮題）
講師 青少年育成団体研究員等
- ・協議 日常の地域青少年育成活動の活用
地域との連携事業への取り組み
地域支援体制の構築と具体的取り組み
- ・情報交換会

(2) 研修会支援事業

目 的 青少年団体等からの要請に応じ、活動または指導者やリーダーの育成に必要とされる技術や知識の習得を目的とする研修会・講習会等において、青少年の活動を積極的に支援する。

内 容 事例 シンカックづくり講座 パソコン講座 実務開発講座 地域青少年健全育成

4 青少年に関する調査研究及び活動資料等収集事業

(1) 青少年に関わる調査研究事業

目 的 青少年の現状を様々な状況や課題を調査研究する中で、青少年期の団体活動が果たしてきた役割を明らかにすると共に、青少年自らが、明るく住みよく、全ての人の友和と活気にあふれた社会づくりに参画する、静岡県独自の若者育成プランとその在り方を構築し、今後の青少年育成と支援の在り方を研究する。

- 内 容 テーマ 「青少年の社会参加の促進と青少年センター機能の研鑽」
- ・地域から世界に向けた青少年の育成
 - ・来てよし住んでよし、学んでよし、楽しめてよしの静岡づくり
 - ・スポーツと学び文化との出会いと交流の場
 - ・青少年団体活動を活かした社会参加活動拠点の構築
 - ・青少年が夢と希望を持って将来を見出せる環境づくり
 - ・国内外に誇れる青少年育成施策の発信

(2) 青少年活動研究所

目 的 青少年活動研究所設置要項に基づき、青少年や青少年団体活動のあり方等について研究し、県下青少年活動の発展に寄与する。

内 容 現代の青少年の実態を把握すると共に、中長期的に青少年教育や今後の団体活動のあり方等を模索する。また、研究員は、グループ又は個人の研究テーマに基づく研究協議を行う他、公益事業の企画・実施にあたる。

(3) ユースネット

目 的 青少年に関する活動情報等を提供するコーナーをインターネット上に設け、青少年会館の事業紹介、施設等の情報を掲載し活用性ある情報ネットワークを運営する。また、地域の情報の確保や青少年や青少年教育に関する意見の交換

内 容 インターネットに「YOUTHNET」ホームページを継続開設し、青少年に関する情報提供の場として有効利活用すると共に、青少年及び団体活動の情報交換等活用性を重視しその普及を図る。

(4) 青少年に関する資料の収集

目 的 青少年に関する資料や団体の総会資料、図書等の収集整備に努め、統計資料やこれまでの研究報告書の提供を行うなど青少年活動の推進に資する。

5 その他の事業

(1) 外部評価委員会の開催

目 的 外部評価委員会を設置し、新たな時代背景や環境を見据えた財団の役割や使命、事業の内容等について、広く意見を求める懇談会を開催し、会館運営の分析と事業の実施状況や今後の在り方等常にその改善を図る。

(2) 派遣及び支援事業

目 的 青少年団体等の要請に応じ研修会への講師・助言者等の派遣、または青少年団体の事業を支援するなど青少年活動の発展に寄与する。

(3) 青少年団体・サークル加入相談活動

目 的 青少年団体やサークル等への加入、及び活動についての相談を窓口業務とし

(4) 全国青（少）年会館協議会事業

目 的 全国青（少）年会館協議会に加盟し、全国の会館と連携を密にし情報の交換等運営の向上を図る。

令和5年度 収 支 予 算 書 (当初予算)

(単位：円)

大／中／小科目	本年度当初 予算額 A	前年度当初 予算額 B	当初増減 A-B	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	879,000	879,000	0	
有価証券収益金収入	879,000	879,000	0	有価証券利息の繰り入れ
事業収入	5,550,000	4,930,000	620,000	
会議室等貸付収入	5,500,000	4,800,000	700,000	
会議室使用料収入	3,000,000	2,300,000	700,000	
団体事務室使用料収入	2,500,000	2,500,000	0	団体事務室貸付負担金
単独事業収入	50,000	130,000	△ 80,000	
研修会等開催事業収入	50,000	100,000	△ 50,000	指導者育成支援・研修支援
調査研究・資料収集事業	0	30,000	△ 30,000	調査研究・派遣支援事業・コースネット
委託事業収入	3,938,000	3,938,000	0	県委託アンダンテ事業
交流スペース委託金収入	3,938,000	3,938,000	0	
後援会収入	1,300,000	1,300,000	0	会館活動後援会
後援会収入	1,300,000	1,300,000	0	
その他の収入	1,983,000	1,953,000	30,000	
負担金収入	1,550,000	1,370,000	180,000	入居団体電気代等負担金
預金利息収入	50,000	200,000	△ 150,000	運用財産及び特定預金利息
その他の雑収入	383,000	383,000	0	コピー使用等負担金
事業活動収入計	13,650,000	13,000,000	650,000	

大／中／小科目	本年度当初 予算額 A	前年度当初 予算額 B	当初増減 A-B	備 考
2 事業活動支出				
事業活動支出額計	15,043,000	15,412,000	△ 369,000	
青少年会館管理運営費支出	4,222,000	4,822,000	△ 600,000	貸会議室事業は公益事業
施設維持管理事業	4,221,000	4,821,000	△ 600,000	会館維持管理経費事業費分を計上
通信費支出	120,000	120,000	0	
消耗品費支出	50,000	50,000	0	
修繕費支出	200,000	1,200,000	△ 1,000,000	水道設備修繕費用
燃料費支出	600,000	500,000	100,000	空調機灯油代
光熱水費支出	1,800,000	1,500,000	300,000	電気・ガス・水道料
清掃費支出	10,000	10,000	0	日常清掃
警備費支出	340,000	340,000	0	深夜機械警備費用
消火設備費支出	240,000	240,000	0	法定点検/器具交換
空調設備費支出	530,000	530,000	0	切替点検料
電気設備費支出	150,000	150,000	0	法定点検、機器保守工事
委託処理費支出	50,000	50,000	0	水槽清掃・日常ごみ処理
保険料支出	120,000	120,000	0	火災・賠償責任保険
手数料支出	10,000	10,000	0	
雑費支出	1,000	1,000	0	
施設事業費支出	1,000	1,000	0	
環境整備費支出	1,000	1,000	0	花壇等の整備費用
健全育成事業費支出	632,000	632,000	0	
団体特別事業費支出	600,000	600,000	0	青少年団体特別育成事業
団体育成費支出	600,000	600,000	0	
活動支援事業費支出	12,000	12,000	0	地域青少年活動等の推進
旅費支出	3,000	3,000	0	
消耗品費支出	3,000	3,000	0	
通信費支出	3,000	3,000	0	
役務費支出	3,000	3,000	0	
社会参加促進事業費	20,000	20,000	0	地域青少年活動支援事業として統合
会場費支出	10,000	10,000	0	インターネットホームページ掲載
消耗品支出	10,000	10,000	0	青少年団体活動等の周知
研修会等事業費支出	45,000	45,000	0	
研修支援事業費支出	30,000	30,000	0	青少年団体連携による事業の実施
旅費支出	5,000	5,000	0	
講師謝金支出	5,000	5,000	0	
消耗品費支出	5,000	5,000	0	
通信費支出	5,000	5,000	0	
賃借料支出	5,000	5,000	0	
需用費支出	5,000	5,000	0	

大／中／小科目	本年度当初 予算額 A	前年度当初 予算額 B	当初増減 A-B	備 考
指導者育成講座事業費	15,000	15,000	0	指導者育成・支援講座等の開催
会場費支出	5,000	5,000	0	青少年の活動と情報交換会
消耗品支出	5,000	5,000	0	青少年の課題と団体の役割取組み
通信費支出	5,000	5,000	0	
調査研究・資料収集事業費	7,000	7,000	0	調査分析・研究所・歴史研究・ユースネット
資料等収集事業費支出	5,000	5,000	0	インターネット情報提供事業等
会議費支出	1,000	1,000	0	
講師謝金支出	1,000	1,000	0	
消耗品費支出	1,000	1,000	0	
通信費支出	1,000	1,000	0	
賃借料支出	1,000	1,000	0	
調査研究分析事業費	2,000	2,000	0	青少年期に起こる課題等の調査研究
消耗品費支出	1,000	1,000	0	・ひきこもり、不登校の発生
通信費支出	1,000	1,000	0	
その他の事業費支出	378,000	253,000	125,000	
その他の事業費支出	318,000	233,000	85,000	
旅費支出	50,000	0	50,000	全国青年会館協議会会議他
消耗品費支出	100,000	100,000	0	印刷機リース料 他
通信費支出	100,000	50,000	50,000	
手数料支出	10,000	10,000	0	
印刷製本費支出	10,000	10,000	0	
負担金支出	33,000	33,000	0	全国青年会館協議等年会費
渉外奨励費支出	10,000	10,000	0	
賃借料支出	5,000	10,000	△ 5,000	
マイクパス維持管理費支出	0	10,000	△ 10,000	事業中止
基本構想研究事業支出	60,000	20,000	40,000	基本構想等の評価・検証
旅費支出	30,000	10,000	20,000	外部評価委員会設置運営費用
消耗品費支出	30,000	10,000	20,000	
アンダンテ事業支出	3,938,000	3,938,000	0	県ひきこもり支援事業
人件費支出	3,345,000	3,345,000	0	カウンセラー等スタッフ9名
借用料支出	26,400	26,400	0	
旅費交通費支出	1,000	1,000	0	
通信運搬費支出	129,600	129,600	0	
消耗品費支出	40,000	40,000	0	
研修会費支出	0	0	0	
保険料支出	38,000	38,000	0	
租税公課支出	358,000	358,000	0	

大／中／小科目	本年度当初 予算額 A	前年度当初 予算額 B	当初増減 A-B	備 考	
事業費職員給与支出	5,821,000	5,715,000	106,000	従事割合により事業費と管理費に区分する(95%)	
職員給与支出	5,821,000	5,714,000	107,000		
職員給料支出	2,783,000	2,783,000	0		
扶養手当支出	0	0	0		
通勤手当支出	380,000	380,000	0		
管理職手当支出	0	0	0		
時間外手当支出	1,550,000	1,500,000	50,000		臨時職員賃金を含む
期末勤勉手当支出	475,000	475,000	0		
住宅手当支出	0	0	0		
社会保険支出	573,000	523,000	50,000		事業主負担分
雇用保険支出	60,000	53,000	7,000		同上
退職給付費用支出	0	1,000	△ 1,000		退職給与積立預金繰入
② 管理費支出	557,000	520,000	37,000	理事会の開催等財団管理的経費にかかる費用を従事割合、面積比率等により算出(5%)	
財団事務局人件費支出	198,000	199,000	△ 1,000		
職員給料支出	198,000	198,000	0		
退職給付費用支出	0	1,000	△ 1,000		
財団事務局費用支出	359,000	321,000	38,000		
通信費支出	10,000	10,000	0		開催通知等郵送料
消耗品費支出	10,000	10,000	0		理事会等資料
修繕費支出	4,000	4,000	0		
印刷製本費支出	0	0	0		
燃料費支出	40,000	20,000	20,000		
光熱水費支出	120,000	100,000	20,000		
清掃費支出	3,000	3,000	0		
警備費支出	20,000	20,000	0		
消火設備費支出	15,000	15,000	0		
空調設備費支出	33,000	33,000	0		
電気設備費支出	9,000	9,000	0		
委託処理費支出	3,000	3,000	0		
保険料支出	10,000	10,000	0		
租税公課支出	71,000	71,000	0		法人県・市民税等
手数料支出	10,000	10,000	0		登記費用
雑費支出	1,000	3,000	△ 2,000		
③ 積立金支出	0	1,000	△ 1,000		
事業推進積立金支出	0	1,000	△ 1,000		例年事業の均衡を図るため事業推進積立預金
事業活動支出計	15,600,000	15,933,000	△ 333,000		
事業活動収支差額	△ 1,950,000	△ 2,933,000	983,000		

大／中／小科目	本年度当初 予算額 A	前年度当初 予算額 B	当初増減 A-B	備 考
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
有価証券売買益	0	0	0	資産運用利益
有価証券運用益	0	0		期末評価益
事業推進積立金取崩収入	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	預金額5,000千円
投資活動収入計	2,000,000	3,000,000	10,500,000	
2 投資活動支出				
固定資産取得支出				
有価証券運用損	0	0	0	期末評価損
事業推進積立金支出	0	0	0	事業推進積立預金組入
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
指定財産収入(基金)				
有価証券利息収入	879,000	879,000	0	基本財産利息
有価証券売買益	0	0	0	
財務活動収入計	879,000	879,000	0	
2 財務活動支出				
一般正味財産振替支出	879,000	879,000	0	基本財産運用収入へ振替
財務活動支出計	879,000	879,000	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	50,000	67,000	△ 17,000	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	△ 14,285,541	14,285,541	決算後に算入
次期繰越収支差額	0	△ 38,538,174	38,538,174	前期繰越は有価証券評価損による

予算総則

- 1 借入金限度額 本年度の短期借入金限度額を 3,000千円とする。
- 2 他の債務負担額 長期借入金が必要な場合には、理事会の決議の後、評議員会の承認を得るものとする。
- 3 その他 予算の科目間流用を認めるものとする。